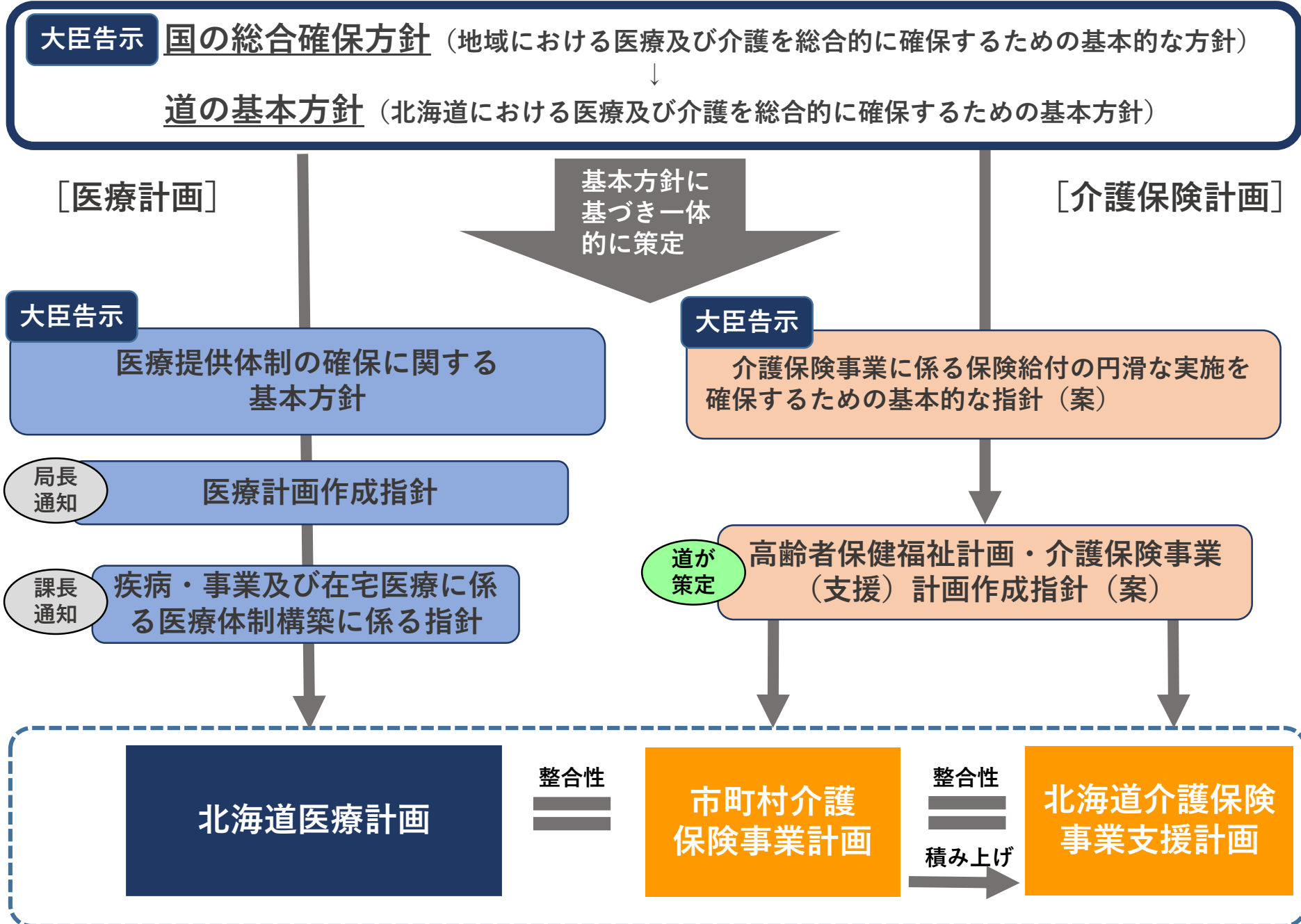


医療と介護の連携について



国の「総合確保方針」（地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針）

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。



第9期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の策定に係る基本的な考え方

1 計画の趣旨・考え方

●団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を見据えた中長期的な視点に立って、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにし、本道における地域包括ケアシステムの構築を目指す。

●既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、都市部を中心に介護サービス利用者数が増え続ける一方、地方などではピークを過ぎ減少に転じるなど、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定される。

●令和6年度からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることとなるため、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を捉えつつ、地域の実情や課題に対応した中長期的な目標を設定し、計画期間内に必要となるサービスの見込量を示すとともに、道が取り組むべき方策を明らかにする。

2 計画の位置づけ

●この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画（北海道高齢者保健福祉計画）及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画（北海道介護保険事業支援計画）として、道が策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定する。

●この計画は、「北海道地域福祉支援計画」、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画～すこやか北海道21」、「北海道住生活基本計画」、「北海道高齢者居住安定確保計画」など、関連する計画・指針等と整合性を図る。

3 策定根拠指針等

[根 拠]

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画
（北海道高齢者保健福祉計画）
- 介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画
（北海道介護保険事業支援計画）

[指針等]

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(R3. 1. 29厚生労働省告示第29号)

4 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間

5 計画の内容に関する基本的事項

●介護サービス基盤の計画的な整備

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、各地域の実情に応じた介護サービスが提供されるよう、全道域及び高齢者保健福祉圏域で必要な調整を行い、着実に基盤整備を進める。

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るのであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実に取り組む。

●地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施するとともに、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進する。

6 計画の推進

●本計画を効果的かつ着実に推進するため、計画の推進状況や数値目標の達成状況の評価を行うなど、PDCAサイクルを通じてより効果的な取組となるよう必要な措置を講じる。